

保証契約書

岡山市（以下「甲」という。）と契約保証人
（以下「乙」という。）とは、次の条項により保証契約を締結する。

第1条 乙は、次の契約（この保証契約の締結後、当該契約が変更された場合は、変更後の契約をいう。）について、受注者がその債務を履行しないときは、受注者に代わって完了させるものとする。

- (1) 修繕名 岡東浄化センターNo.1電油操作器修理
- (2) 修繕場所 岡山市東区升田614-11
- (3) 修繕期間 契約締結日 から令和 7年 3月 31日まで
- (4) 受注者

(5) 契約額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

第2条 乙は、受注者が前条の契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延損害金、違約金その他の損害金を受注者と連帯して支払うものとする。

第3条 甲は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し、業務を完了することを請求することができる。

- (1) 契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の請求があった場合における受注者及び乙に係る契約代金債権の帰属及び契約不適合責任は、次のとおりとする。

- (1) 受注者が履行した部分に係る契約代金債権は、受注者に帰属する。
- (2) 乙が履行した部分に係る契約代金債権は、乙に帰属する。
- (3) 受注者及び乙は、契約不適合については、連帯してその責に任ずる。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 6年 月 日

発注者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫



契約保証人 乙 住所
氏名

